

第2章 他の国家資格の養成課程制度に関する歴史、現状および課題に関する考察

第1節 各国家資格における養成の経緯、特色、動向、現状および課題について

我が国の社会福祉に関する資格には、国家資格では社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士、行政機関の任用資格として社会福祉主事、特定の制度下における専門資格として介護支援専門員等が挙げられ、養成校（大学・短大、専修学校等）において養成される主なものは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、社会福祉主事である。

I. 介護福祉士養成の現状と課題

近年、介護分野における有効求人倍率は1倍を超えて推移しており、介護人材の確保は喫緊の課題となっている。介護保険制度下における2010（平成22）年度の介護職員の数は133.4万人、国の推計では、いわゆる団塊の世代の全員が75才以上となる2025（平成37）年には250万人程度の介護職員が必要になると試算しており、今後10年強の間に100万人の介護職員を増員しなければならない計算となる。

介護福祉士の専門性については、2007（平成19）年の法改正により「入浴、排せつ、食事その他の介護等を行うことを業とする者」から「心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと業とする者」と定義の見直しと誠実義務と資質向上の責務が新たに規定され、2011（平成23）年の法改正では、医師の指示の下で喀痰吸引や経管栄養の医療行為も定義に追加（2015（平成27）年4月から）された。

さらに、これまで厚生労働省が指定する介護福祉士養成施設ルートを修了した者は国家試験を経ずに介護福祉士登録が可能であったが、2017（平成29）年度から2022（平成34）年度の試験までの間に、養成施設卒業者にも漸次的に国家試験を義務付けるよう検討が進められている。

このように、定義規定だけを見ても、資格制度創設期の身体介護から要介護者の心理的・社会的状況に応じた専門性、さらには高度な手技が求められる医療行為が加わるなど、より高度な専門性が求められ、それに対応したカリキュラムに基づく専門職養成教育が行われることになる。

また、2013（平成24）年度より、従来のホームヘルパー研修が見直され、介護福祉士の実務経験者が受験する実務者研修（2012（平成23）年度から導入）と連続的な体系となった。また、多様な生活障害を持つ利用者に質の高い介護を実践し、介護技術の指導、職種間連携のキーパーソンとなることを想定したキャリアパスの仕組みである認定介護福祉士制度が2015（平成26）年度に開始され、今後認定介護福祉士の養成が開始される。これら一連の改善策が実効性を伴うものにしていくためには、専門職として介護福祉士が国民に理解されるよう、介護関係職種へ負のイメージを払拭することに加え、介護保険制度という枠組みの中で、安定的に担い手が確保できるような財源措置などの方策が求められる。

介護福祉士養成施設の現状を見てみると、2013（平成24）年時点で定員充足率が約7割ⁱとなっており、介護人材の量的確保の必要性と相反する状況が続いているが、介護福祉士が専門職としての魅力ややりがいをもって職に就き働き続けるには、養成教育段階において介護福祉士をめざす者に対し、専門職業人かつ労働者としてのキャリア形成も含めた明るい将来像を示せなければ入口で忌避されることとなる。

従って、介護関係職種の離職率が全産業に比して高いことやⁱⁱ、平均賃金水準が全産業計に比して低い傾向などから、人材確保の困難性がさらに高まることが懸念される状況が課題となる中、専門職養成教育を担う養成校は、より専門性の高い介護福祉士を輩出すべく教育に取り組むべきである一方、介護職員の労働条件や待遇面の改善、キャリアパス・スキルアップを促す制度面での継続的な強化など、入口から出口までの総合的な対策が図られる必要がある。

II. 社会福祉主事養成の現状と課題

社会福祉主事制度は社会福祉法をはじめ福祉関連法に規定される行政機関職員の任用要件として1950（昭和25）年

に創設され、社会福祉施設等の職員も、概ねこの主事制度が準用されて現在に至っている。主事任用ルートは主として、①大学等において社会福祉に関する科目を三科目以上履修して卒業する、②指定を受けた養成機関または講習会の課程を修了する、③社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有することとなっている。

社会福祉主事はあくまでも行政職員の任用要件であり、②に関しては一定の福祉に関する科目の履修を要件とする教育課程を経て任用要件を満たすこととなるが、①については厚生労働大臣が定める 34 指定科目のうち、いわゆる三科目を修了して大学等を卒業すればその要件が満たされる（いわゆる「三科目主事」と称されてきた）こととなって いる。

1951（昭和 26）年に施行された社会福祉事業法における社会福祉主事に関する法律上の定義は、『社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、且つ、左の各号の一に該当するもののうちから任用しなければならない。』（下線部筆者）と規定されている。大学進学率の推移ⁱⁱⁱを見ると、1955 年では約 8%であったのに対し、2015（平成 27）年度では約 50%であり、大学で高度な知識と教養を習得した者が求められていた当時と、大学進学率が約 5 割で社会福祉士や精神保健福祉士といった国家資格が創設された現在においては、社会福祉主事制度の意義を今日的状況に合わせて捉え直し、社会福祉主事を専門職として位置付けるかどうかも含めて資格制度のあり方を整理するための検討が求められる。

III. 社会福祉士・精神保健福祉士養成の現状と課題

社会福祉士及び精神保健福祉士の養成形態は福祉系大学ルート、短大・専門学校+実務経験ルート、養成施設ルートに整理できる。近年の国家試験合格者を養成ルート別で見ると、社会福祉士については福祉系大学ルートが概ね 5 割から 6 割、養成施設ルートが 4 割程度で推移しており、一方、精神保健福祉士では福祉系大学ルートが概ね 4 割、養成施設ルートが 6 割で推移している。

厚生労働省が指定する養成施設は、四年制大学の既卒者が入学対象として想定されており、厚生労働省が定める基準（教育内容、時間、体制、設備等）に基づいて養成が行われ、専修学校及び養成施設は資格取得に特化した教育が行われる。一方、大学では、国家資格養成にかかる実習・演習科目については養成施設と同様の基準であるが、それ以外の科目については、指定科目名称の読替の範囲内であれば教育内容、時間、体制、設備等に関する基準が課されることではなく、大学に一定の裁量が与えられている。

大学における社会福祉士及び精神保健福祉士養成の在り方については、現在においてもさまざまな議論・見解がある。大学は、国家資格取得のみを目的に設立されたものではなく、社会福祉士・精神保健福祉士の受験資格を得るために指定科目に加え、より高度な知識や技術、教養を得るために必要な科目を別途設置し、幅広い教育を展開することができる。社会福祉士の受験資格に固執することなく、各大学のアドミッション・ポリシーやエデュケーション・ポリシーに基づき独自性や特色のある教育を行うことができるが大学教育の特徴である^{iv}が、福祉系の単科大学等では社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得に主眼をおいたエデュケーション・ポリシーに基づいて教育を行う大学もあり、いずれにしても、社会福祉士をはじめとする国家資格・専門職養成教育を軸に考えた場合、資格を取得しようとする者に対する一定の水準が担保された教育機会を提供することが不可欠であり、大学教育に期待される学士力（福祉に限定せず汎用性の高い知識・技術や教養）養成と専門職（社会福祉士・精神保健福祉士に求められる専門的知識・技術）養成の両立が大学教育には求められることになる^v。

また、現在の国家試験では筆記試験による知識の確認に重点がおかれており、専門職に必要となる技術面や価値・倫理等については国家試験ではチェックしづらく、実習科目あるいは演習科目を中心に教育の段階で一定の水準で習得されることが求められる。その意味では、2007（平成 19）年の法改正による社会福祉士養成教育内容に見直しにおいて、養成施設以外の大学等にも実習科目と演習科目の基準が新たに設定されたことは、資格付与型の教育から専門職養成型の教育への転換が図られた^{vi}といえる。ただし、専門職養成型教育を行う際の重要な要素となる実習については、法改正時に時間数が据え置かれたため、今後、実習時間数の増加と、それに伴う他科目への影響など、養成課程カリキュラムの再編も継続して検討していく必要がある。

IV. 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の国家試験の現状

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の国家試験は年1回行われるが、その合格率をみると、他の医療関連の国家試験に比べて見ても、極めて低い状況となっている。医療関連の国家試験では概ね合格率が8割～9割、介護福祉士と精神保健福祉士については5割以上であるが、社会福祉士については突出して合格率が低い（概ね3割を下回る）状況が続いている。2013（平成25）年の第25回試験にあっては2割を下回る極めて低い水準となった。

表II-2-1 国家試験の合格率推移（厚生労働省資料を参考に作成）

国家資格名	試験実施年						<参考> 実習時間 ^{注1)}
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
看護師	89.5%	91.8%	90.1%	88.8%	89.8%	90%	1,035時間
理学療法士	92.6%	74.3%	82.4%	88.7%	83.7%	82.7%	810時間
作業療法士	82.2%	71.0%	79.7%	77.3%	86.6%	77.5%	810時間
介護福祉士	50.2%	48.3%	63.9%	64.4%	64.6%	61%	450時間
保育士	11.4%	14.1%	18.6%	17.4%	*1 25%	*2 34.3%	240時間
精神保健福祉士	63.3%	58.3%	62.6%	56.9%	58.3%	61.3%	210時間
社会福祉士	27.5%	28.1%	26.3%	18.8%	27.5%	27%	180時間

*1 特例制度開始により、全部免除者を含む

*2 特例制度による全部免除者、地域限定保育士試験合格者を含む

社会福祉士国家試験の合格率が低位で推移する理由については、「試験範囲が広範なため難易度が高い」「受験者の学力低下」「養成校における教育力低下」「試験問題の適格性」「全ての試験科目（18科目群）での得点が必須」などの指摘もあるが、社会福祉士・精神保健福祉士の役割や専門職像が明確となり、それに基づいてカリキュラムを再編する過程で、教育段階における学生に習得させるべき事項と国家試験においてチェックすべき事項とその在り方に関する再確認・再検討が必要である。

V. 社会福祉専門職養成の今後の展望

社会福祉専門職といつても、各資格制度において一様の課題を有しているわけではない。めまぐるしく変わる福祉・介護を取りまく状況を臨機応変に専門職養成に反映させ、国家試験においても「実践家」として必要となる知識や技術の点検を旨とする試験に転換すべきものと思われる。

また、国家試験受験科目に限らず、国家試験では確認できない科目（実習・演習科目）について、特に実習時間数では介護福祉士では例に挙げた医療関連資格の半分程度、社会福祉士、精神保健福祉士については1/4から1/5に充たない状況となっている。実習時間数については、制度上、一般養成施設の1年課程を基準に教育時間数が設定されているために時間的な制約があるが、専門職＝実践家＝社会的要請に応えられる福祉・介護人材を養成する観点からは、この実習時間数等の増加の是非も含め、実践のエビデンスから必要とされる専門職像を導き、帰納的に教育内容に反映し、その時代が抱える課題に即応できる専門職養成に向け、養成教育内容を組み立てていく必要がある。

2011（平成23）年度より認定社会福祉士制度、2015（平成27）年度より認定介護福祉士制度が開始され、社会福祉専門職を養成する養成校にあっては、これら資格取得後のキャリアパス、スキルアップを目指した仕組みはもとより、それぞれの資格養成修了段階における専門職像（卒業時段階の像）をどのように設定し、いかに卒後教育につなげていくかが喫緊の課題であり、専門職養成教育段階から就労、キャリア形成までの一連のプロセスを総合的に俯瞰して、将来の社会福祉専門職養成を展望することが肝要である。

第2節 ヒアリング調査の概要

I. 調査の方法

社会福祉士養成校教員・有識者3名、介護福祉士養成校教員1名、児童養護研究者・有識者2名、社会福祉団体有識者として1名に対して、面接方式にてヒアリング調査を実施した。なお、社会福祉士養成校教員・有識者のうち1名については、本報告全体に対して、助言いただいた。

II. 調査の結果

1. ヒアリング1（社会福祉士養成校教員・有識者①／2015（平成27）年11月13日（金）14:00～16:00実施）

(1) 社会福祉士養成における実習・演習科目について

2009（平成19）年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、社会福祉士養成において「相談援助実習」「相談援助実習指導」「相談援助演習」科目の担当教員と、実習受入施設の実習指導者に一定の要件が付された。これにより実習教育では「社会福祉士が社会福祉士を育てる」仕組みが一定程度確立された。本改正においては、実習教育の「質（教員・指導者の要件）」改善は図られたものの、「量（実習時間数）」については、依然課題が残されている。

「量（実習時間数）」については、様々な専門職との連携の必要性が高まる中、自身の専門職としてのアイデンティティを獲得するだけでなく、連携の具体的な方法や他の専門職の特性や専門性等を理解しておくことが求められる。これらは、実習で実際にクライエントや地域住民、他の専門職と関わることでより学びが深まることとなる。現行の実習時間は180時間であるが、これらの観点から実習時間をさらに増加させが必要であると考えている。

また、実習の時間数については、養成校側、教員側の都合だけで検討するのではなく、「社会のニーズに応えられる専門職を養成するために必要な時間数」を中心に置いて検討する必要がある。

さらに、実践力のある専門職養成教育のあり方と国家試験のあり方は分けて考えるべきである。実践力の獲得には実習やボランティア体験等も含めた教育段階における「経験」の量が強く影響してくると考えている。

(2) 専門職のあるべき姿について

社会の変化に伴い、社会のニーズも変化していくため、既に専門職が配置されている施設・機関においても、ニーズを再度整理する必要があるだろう。また、制度外にも潜在的なニーズが多くあるため、常に視野を広げながらニーズを明らかにしていく作業も求められる。把握したニーズをひとつひとつ実行に移し、解決をしていくことで、専門職は育つはずである。

(3) 福祉系国家資格の今後のあり方について

保育士や介護福祉士が行う直接援助と社会福祉士が行う間接的な相談援助が連続性を持って行うことは可能性としてあり得ることである。しかし、社会福祉士はジェネラリストであるが、保育士、介護福祉士はスペシャリストであるため、各国家資格の共通部分と相違部分の整理をする必要がある。

2. ヒアリング2（社会福祉士養成校教員・有識者②／2015（平成27）年12月1日（火）13:30～15:30実施）

(1) 保育士国家試験科目について

保育士養成課程においても、基礎的なソーシャルワークの知識や技術等を修得する必要がある。保育士には、子どもと保育士の2者関係だけでなく、子どもと家庭、子どもと地域のつながりにまで視野を広げ、子どもを地域で育てるという視点も必要であると考えている。

虐待などの問題が起こる背景には、社会や家族のゆがみなど、身体的、心理的、社会的な側面が連動していることが多くあることから、問題を解決するためには、子どもだけを見て支援を行うのではなく、親や家族も含めて支援を行う必要がある。そのため、子どもに最も近い立場である保育士がソーシャルワークに関する理解を深めることは、子育て支援や虐待予防に向け非常に重要なことであると考えている。

(2) 社会福祉士養成における実習・演習科目について

2009（平成19）の社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う社会福祉士養成課程のカリキュラム改正において、効果があったと感じているのは、老人福祉施設における実習である。新カリキュラム施行後、実習プログラムを作成す

ことになったことから、実習先と養成校との間に共通言語ができ、ソーシャルワークとケアワークの連動が生まれるなど、実習そのものへの良い変化があったと感じている。

それに比べ、児童福祉分野においては、ソーシャルワークの理論や実践はまだ浸透していない。虐待を受けた子どもへの対応方法や自分の支援が正しかったのか、子どもの権利は守られているのか、を考えるためにソーシャルワークの知識や技術が必須であると考えている。

3. ヒアリング3（介護福祉士養成校教員・有識者）／2016（平成28）年2月18日（木）15:00～17:00 実施

（1）介護福祉士養成における実習・演習科目について

社会福祉士と同様に、2009（平成19）の社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、介護福祉士養成においても、養成校教員の配置基準や要件、「介護実習」科目的実習受入施設の実習指導者に一定の要件が付された。

現行の「介護実習」は、二段階で構成されている。一段階目の実習における実習指導者は「介護福祉士有資格者か介護職員として3年以上の実務経験を有する者」と、二段階目は「介護福祉士有資格者であって、実習指導者講習会を修了した者」と規定している。

介護福祉士実習指導者講習会の実施は、実習教育の向上に効果があったと評価している。理由としては、実習指導者としての自覚や責任を持つようになったこと、介護福祉士養成校での教育内容について学ぶことができたこと、そして、実習生への教育方法について学ぶことができること等が挙げられる。

また、本講習会は、実習教育に関する基本的内容をはじめ、介護の基本等について教授されていることから、更新制を導入し、数年に一度の受講を義務化する必要性があると考えている。そうすることで、より充実した実習教育が展開され、なおかつ施設内での職員教育にも活用できるのではないかと考えている。

（2）福祉系国家資格の今後の方針について

保育士、介護福祉士、社会福祉士の福祉系国家資格間の連動性について検討する必要性は、大いにあると考えている。

まずは、各資格間の共通基盤になり得る知識や技術や関連職種等について学び、その上でどの資格の養成課程に進むかを決定できるなどの柔軟なカリキュラムの確立が理想である。また、養成課程で共通基盤を教授する際に、様々な専門職の基本的な部分に触れることができると、就職後、現場で働く際に、より効率よく連携できるのではないかと考えている。

現在の各資格については、国家試験取得後の研修制度の整備が不十分であると認識している。社会福祉士や介護福祉士は、認定社会福祉士及び認定介護福祉士制度があり、国家資格取得後も、継続的に多職種連携や職場内のリーダーシップ、コーディネート等について学ぶ機会が設けられている。保育士にもそのような研修やスキルアップの機会が必要である。

福祉人材不足の問題については、新たな人材を入職させることよりは、現在勤務している職員をスーパービジョンや職場内のマネジメントができる人材に育てる方が効率であると考えている。また、職員一人ひとりの専門性を向上させることにより、離職者の最も多い原因である「人間関係」の改善も期待できることから、離職者を減らすことにもつながっていくのではないだろうか。

4. ヒアリング4（児童養護研究者・有識者①）／2015（平成27）年11月13日（金）14:00～16:00 実施

（1）保育士国家試験科目について

保育士養成の課題として、①現場ニーズとのズレがあること、②幼保連携型認定こども園法定化による課題、の2点あると考えている。

①については、児童養護施設、障害児施設、里親制度等の社会的養護というニーズが増している中、社会的養護に関わる保育士は、保育所勤務保育士2万人に対し、4千人弱という状況である。養成課程は、保育所保育士のカリキュラムが中心であり、社会的養護のニーズに対応したカリキュラム構成にはなっていない印象がある。

次に、②については、子育て支援（家庭支援）への対応と言い換えることができる。具体的にいえば、その子育て支援（家族支援）において必要となるソーシャル機能を誰が担うのか明確になっていない。福祉系国家資格や幼稚園

教諭資格とで整理がなされていないため、まずは共通言語を作成し、それぞれが理解し合える状況を醸成すべきであると考えている。

(2) 保育士養成課程における実習科目について

(1) あがった第一の課題である社会的養護というニーズへの対応は、保育士養成における児童養護施設や障害児施設での実習は、見学レベルに終始していることが多い印象がある。保育士にとっても児童養護施設や障害児、乳児院に関する知識は必要であると考えているが、養成校では保育所あるいは幼稚園勤務経験のある教員が多数であり、児童養護施設等社会的養護施設での勤務経験のある教員が少ないとから、重要性を感じているものの、教育が不十分であるというのが現状であると認識している。

(3) 講義科目と実習・演習科目について

保育士、社会福祉士、介護福祉士については、資格間の流動性を高めるためにはそれぞれの養成課程における共通部分を精査し、共通の軸足を定めることが肝要だと考えている。それは、公平性の問題でもあるが、その軸足をベースにそれぞれの養成課程における追加研修等を検討することが望ましいのではないだろうか。

5. ヒアリング5（児童養護研究者・有識者②）／2015（平成27）年12月15日（火）17:00～19:00 実施

(1) 保育士養成の課題と児童養護施設職員のあり方

現在の保育士養成課程において児童養護施設職員を養成することの課題について、①保育士を志す学生の職業イメージと、施設職員の仕事にミスマッチがあること、②児童養護の背景にある社会問題への視点や、社会福祉、ソーシャルワークの視点が培われにくいことの2点があると考えている。

社会的養護については、「生活」が支援の基盤であるため、保育所保育士とは、視点が異なる。保育士養成において、社会的養護の科目はあるが、その学習だけでは不十分であると考えている。保育士コースの中に、社会的養護コースを設置するなどして、社会的養護施設での保育士の役割や視点、援助方法等について、教授する必要があるのでないだろうか。

(2) 社会福祉士養成における実習科目について

児童養護施設において社会福祉士の相談援助実習を行うことに困難を感じている。2009（平成19）の社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、相談援助実習において、実習施設と養成校教員、学生で作成する実習プログラムに基づき、相談援助業務やカンファレンスへの参加、支援計画の策定などを行うことになったが、個人情報保護の観点から、学校や親、児童相談所との面談は断られることが多い。実習受け入れ先としては、実習生に体験して欲しいと考えているが、実現が難しい。

そのため、職能団体や養成校団体等の全国組織が厚生労働省や文部科学省などに働きかけを行って、実習生がより良い実習が出来る環境を整えて欲しいと考えている。

また、実習受け入れに関しては、新たな人材の確保や職員の意識の向上にも繋がることから、今後とも積極的に協力していきたいと考えている。

6. ヒアリング6（社会福祉団体有識者）／2016（平成28）年1月8日（金）17:00～19:00 実施

(1) 専門職の連携について

ニーズの多様化・複雑化により、一つの制度では対応することができないケースが増加している中、様々な専門職が「連携」して、支援すること重要である。しかし、現場では「連携」の重要性については理解しているものの、実際に「連携」できているのかどうか疑問に感じている。

「連携」ができていない理由として、これまで縦割りの制度に沿って支援が行われていたため、他の組織・団体・専門職と連携する必要性がなかったことや、養成校で関連する専門職の役割や特徴などの教育が行われていなかったことがある。

中には、「連携」が行われている施設もある。高齢者施設を例に取ると、看護職員は医行為だけでなく介護も行う、調理師は調理だけでなく食事介助も行うというように、自身の専門分野だけではなく、「入居者の生活の支援」を行う職員であると意識して支援が行えている施設もある。

効果的な「連携」を行うためには、どの専門職にも共通する「ソーシャルワーク機能」や「ニーズを発見する力」を整理し、養成校において教育する必要があるのではないか。

また、複合的なニーズを抱えているクライエントを支援するためには、「制度の中だけで支援を行っても解決しない」、「国や自治体が制度を作ることを待っているだけでは解決しない」と気付いている専門職もいる。常に社会やニーズの変化に敏感になり、幅広い見識を持ち、支援を行うことが重要であると考えている。

(2) 福祉人材の確保について

福祉人材の確保については、国をはじめ、各団体、各種別協議会等でも議論が交わされているが、様々な視点から同時に解決に向けて働きかける必要があると感じている。

例えば介護報酬引き上げを要望することと同時に、経営者は、施設の給与の引き上げやキャリアアップの体制づくりを行ったり、養成校は、教育の質の向上や福祉のイメージアップの呼び掛けを行ったりするなど、各団体の役割を最大限に發揮し行動に移すと解決に向け前進するのではないかと考えている。

第3節 現状分析と提言

ヒアリング調査及び部会で検討を行った結果を基に下記の提言を行いたい。

- ・社会福祉士及び介護福祉士有資格者等が保育士国家試験を受験する際、各資格養成課程で同等もしくはそれ以上の内容を学習している科目については、試験科目を免除すべきである
- ・保育士国家試験科目である「教育原理及び社会的養護」について、社会的養護の必要性が高まってきており、「社会的養護」を独立した1科目にし、試験時間や配点を他の科目と同様に60分100点満点にすることを提案する。
- ・保育士は、地域の子育て支援に対応する役割も担うべきであるため、地域実習について検討が必要である
- ・保育実習受け入れ先の実習指導者に実務経験や講習会受講等の要件を課すことについて検討が必要である
- ・保育士養成校の実習担当教員に対する講習会の義務化の可能性について検討が必要である
- ・「社会的養護」や「家庭支援論」等について、演習形態を取り入れた教育の実施について検討が必要である

I. 国家試験について

福祉系国家資格を有する者が他の国家試験を受験する際に、試験科目の免除が行われているのは、社会福祉士と精神保健福祉士^{注2)}のみであり、保育士や介護福祉士については、資格間で免除が行われていないのが現状である。

また、養成段階においては、保育士有資格者及び社会福祉士養成施設卒業者が介護福祉士資格を取得する場合は、一部科目や時間数の免除が行われているが、介護福祉士有資格者が保育士資格や社会福祉士資格を取得する場合については、免除が行われていない。

各国家試験科目及び養成カリキュラムでは、類似した福祉系の科目が複数設置されている。2015(平成27)年1月14日に厚生労働省が公表した「保育士確保プラン」においても、新たな取り組みの一つとして「福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除」が掲げられていることから、国家試験科目の一部免除及び養成カリキュラムにおける科目的履修免除について、具体的な提案を行いたい。

1. 福祉系国家資格を有する者等に対する保育士試験科目の一部免除について

待機児童の解消という社会のニーズに対して、保育所で働く保育士の確保が困難を極めている中、厚生労働省保育士等確保対策検討会「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」(2015(平成27)年)では、保育士配置の要件弾力化、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用等により保育の担い手の裾野を広げることで緊急的・時限的に対応をするとの報告がなされた。

保育士は、児童福祉法上、「専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」と規定されており、児童の保育とともに、児童の保護者に対する保育に関する指導を行う役割も求められている。

厚生労働省が2013(平成25)年に行った調査によると、保育士としての就業を希望しない理由として、「責任の重さ・事故への不安」、「終業時間が希望と合わない」などの割合が多いが、「保護者との関係」^{vi i}に困難さを感じ、それが離職のきっかけになっている保育士もいる。保育士と保護者が良い関係性を築き、コミュニケーションが円滑になることにより、保育士は子どもや親の様子、子どもと親の関係性、親の子育ての悩みなどを身近で把握できることから、児童虐待をはじめとする様々なリスクに気付くことができるため、保育士と保護者との関係性は非常に重要である。

社会福祉士は、ソーシャルワークを基盤とする専門職であり、指定科目に相談援助に関する知識や技術をはじめ、「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」「低所得者に対する支援と生活保護制度」「就労支援サービス」(表II-2-4参照)が必須科目として位置づけられ、幅広い知識や技術の修得が求められている。

社会福祉士養成校の中には、社会福祉士受験資格と保育士資格を同時に取得できるコースを設置しているところもあり、社会福祉士資格取得と同時に保育士資格を取得する者もいる。しかし、所属する養成校が保育士養成を行って

いない場合もしくは同時に取得できない場合は、自ら保育士試験を申込み、筆記試験・実技試験を受験しなくてはならないのが現状である。

上記のことから、社会福祉士養成カリキュラムには、保育士養成カリキュラムの内容と類似している科目も多くあることから、保育士試験科目の一部免除を検討すべきである。

免除科目としては、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」と「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の教育内容を基に考えると、「児童家庭福祉」「社会福祉」「保育の心理学」「子どもの保健」が該当する。「児童家庭福祉」については、社会福祉士国家試験科目の「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」が、「社会福祉」については、「現代社会と福祉」「相談援助の理論と方法」「相談援助の基盤と専門職」において、それ以上の内容を含んで教育を行っているため、十分に対応することが可能である。また、「保育の心理学」については、「心理学理論と心理的支援」が、「子どもの保健」については、「人体の構造と機能及び疾病」「保健医療サービス」が該当する。

社会福祉士有資格者・社会福祉士養成施設修了者・社会福祉士指定科目履修者が保育士国家試験を受験する際に上記科目が免除されるようになると、保育士と社会福祉士の両方を取得した者が増え、保育所においても、保育士と社会福祉士の両資格を取得した者が勤務することになる。そうすると、現在、保育士が困難であると感じている保護者への対応についても、社会福祉士の専門性を活用することで、多様な視点からアプローチできるようになることが考えられる。

また、ヒアリングで、児童養護研究者・有識者から「保育士養成課程において、児童養護施設などの社会的養護に関する教育が十分にできていない」との指摘があった。厚生労働省社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」（2016（平成28）年）において、「施設ケアの充実強化」「ケア職員の確保と専門性の向上」が必要であり、「質の高い施設ケアの実現に向けた制度に早急に転換すべきである」としている。児童虐待や家庭の貧困等、個々のニーズを抱えた子どもを支援するためには、子どもとの関係性の構築やアセスメント、プランニング等の相談援助の専門性が必要とされる。保育所だけでなく、児童養護施設等の社会的養護においても、保育士資格と社会福祉士資格の双方を保有していることにより、支援を必要としている子どもや親、家庭に対して、より良い支援を行うことができると言うことができる。

さらに、保育士の保育に関する専門性と社会福祉士が養成課程で学ぶ資源開発等の知識や技術を併せることで、地域住民に対する子育て支援プログラムの開発や展開についても、担うことができると考えられる。

なお、介護福祉士についても、介護福祉士有資格者・介護福祉士養成施設修了者等が保育士養成施設へ入学したり、保育士国家試験を受験したりする際に、1年制の養成施設ルートの創設や、試験科目の一部免除についても、同様に検討する必要性がある。

2. 保育士国家試験科目について

保育士国家試験科目について、「教育原理及び社会的養護」のみ2科目で1科目扱いとなっており、1科目に対する試験時間や配点が他の科目に比べ、半分になっている。特に社会的養護については、児童虐待や家庭の貧困等を理由に児童養護施設に入所する子どもが増加している現状を踏まえると、児童虐待やそのリスクを発見しやすい立場にある保育士が社会的養護の制度の仕組みや支援の方法に関する知識を修得することは重要である。

以上のことから、「社会的養護」を独立した1科目にし、試験時間や配点を他の科目と同様に60分の100点満点にすることを提案する。また、「社会的養護」については、社会福祉士国家試験科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」で十分に対応することができることから、社会福祉士有資格者・社会福祉士養成施設修了者・社会福祉士指定科目履修者が保育士試験を受験する際の受験免除することを提案する。

表II-2-2 各国家試験科目の比較

保育士国家試験科目（筆記）	社会福祉士国家試験科目	介護福祉士国家試験科目
1 保育原理	1 人体の構造と機能及び疾病	1 人間の尊厳と自立、介護の基本
2 教育原理及び社会的養護	2 心理学理論と心理的支援	2 人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術
3 児童家庭福祉	3 社会理論と社会システム	3 社会の理解
4 社会福祉	4 現代社会と福祉	4 生活支援技術
5 保育の心理学	5 地域福祉の理論と方法	5 介護過程
6 子どもの保健	6 福祉行財政と福祉計画	6 発達と老化の理解
7 子どもの食と栄養	7 社会保障	7 認知症の理解
8 保育実習理論	8 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	8 障害の理解
	9 低所得者に対する支援と生活保護制度	9 こころとからだのしくみ
	10 保健医療サービス	10 総合問題
	11 権利擁護と成年後見制度	
	12 社会調査の基礎	
	13 相談援助の基盤と専門職	
	14 相談援助の理論と方法	
	15 福祉サービスの組織と経営	
	16 高齢者に対する支援と介護保険制度	
	17 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	
	18 就労支援サービス	
	19 更生保護制度	

表II-2-3 保育士養成カリキュラム

〈必修科目〉									
【保育の本質・目的に関する科目】		単位	時間	【保育の表現技術】		単位	時間		
1 保育原理	講義	2	30	1 保育の表現技術	演習	4	60		
2 教育原理	講義	2	30	【保育実習】		単位	時間		
3 児童家庭福祉	講義	2	30	1 保育実習 I	実習	4	60		
4 社会福祉	講義	2	30	2 保育実習指導 I	演習	2	30		
5 相談援助	演習	1	15	【総合演習】		単位	時間		
6 社会的養護	講義	2	30	1 保育実践演習	演習	2	30		
7 保育者論	講義	2	30	〈選択必修科目〉					
【保育の対象の理解に関する科目】		単位	時間	1 保育の本質・目的に関する科目					
1 保育の心理学 I	講義	2	30	2 保育の対象の理解に関する科目					
2 保育の心理学 II	演習	1	15	3 保育の内容・方法に関する科目					
3 子どもの保健 I	講義	4	60	4 保育の表現技術					
4 子どもの保健 II	演習	1	15	5 保育実習 II	実習	2	30		
5 子どもの食と栄養	講義	2	30	6 保育実習指導 II	演習	1	15		
6 家庭支援論	講義	2	30	7 保育実習 III	実習	2	30		
【保育の内容・方法に関する科目】		単位	時間	8 保育実習指導 III		演習	1	15	
1 保育過程論	講義	2	30				合計	57	855
2 保育内容総論	演習	1	15						
3 保育内容演習	演習	5	75						
4 乳児保育	演習	2	30						
5 障害児保育	演習	2	30						
6 社会的養護内容	演習	1	15						
7 保育相談支援	演習	1	15						

表II-2-4 社会福祉士養成カリキュラム

科目名	時間数 (短期)	時間数 (一般)	科目名	時間数 (短期)	時間数 (一般)
【人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法】			【サービスに関する知識】		
1 人体の構造と機能及び疾病	—	30	11 社会保障	—	60
2 心理学理論と心理的支援	—	30	12 高齢者に対する支援と介護保険制度	—	60
3 社会理論と社会システム	—	30	13 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	—	30
4 現代社会と福祉	60	60	14 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	—	30
5 社会調査の基礎	—	60	15 低所得者に対する支援と生活保護制度	—	30
【総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術】			16 保健医療サービス	—	30
6 相談援助の基盤と専門職	—	30	17 就労支援サービス	—	15
7 相談援助の理論と方法	120	120	18 権利擁護と成年後見制度	—	30
【地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術】			19 更生保護制度	—	15
8 地域福祉の理論と方法	60	60	【実習・演習】		
9 福祉行財政と福祉計画	—	30	20 相談援助演習	150	150
10 福祉サービスの組織と経営	—	30	21 相談援助実習指導	90	90
			22 相談援助実習	180	180
				合計	660
					1,200

表II-2-5 介護福祉士養成カリキュラム

領域	教育内容	時間数		
		第1号 (養成施設2年以上)	第2号 (養成施設1年以上社)	第3号 (養成施設1年以上保)
人間と社会	1 人間の尊厳と自立	30以上	—	15
	2 人間関係とコミュニケーション	30以上	—	
	3 社会の理解	60以上	—	
	4 人間と社会に関する選択科目	—	—	
	小計	240	—	
介護	1 介護の基本	180	180	180
	2 コミュニケーション技術	60	60	60
	3 生活支援技術	300	300	300
	4 介護過程	150	150	150
	5 介護総合演習	120	60	60
	6 介護実習	450	270	210
こころとからだの しくみ	1 発達と老化の理解	60	30	30
	2 認知症の理解	60	30	60
	3 障害の理解	60	30	30
	4 こころとからだのしくみ	120	60	60
医療的ケア	5 医療的ケア	50	50	50
	合計	1,850	1,220	1,205

II. 実習・演習科目について

社会福祉士、介護福祉士、保育士の実習・演習関連科目を比較すると、実習指導者及び実習・演習担当教員の要件等に差異があった（表II-2-6 参照）。社会福祉士、介護福祉士の実習指導者及び実習・演習担当教員については、2009（平成19）年に改正により要件が付された。一般社団法人日本社会福祉士養成校協会が実施した施行後6年目の調査において、一定の教育効果及び課題が確認できたことから、これらの教員要件を保育士養成に適用させることを前提に提案を行いたい。

表II-2-6 各資格間の実習・演習関連科目の比較

	保育士	社会福祉士	介護福祉士
実習時間	30日間 ※実習I 20日（必修）と実習II・実習III 10日間（選択必修）に分類	180時間 (1ヶ所で120時間以上を基本)	450時間 ※実習Iと実習II（1/3以上）に分類
実習生の数	規定なし (実習先の規模、人的組織等の指導能力を考慮して定める)	実習指導者の員数×5	実習指導者の員数×5
実習指導者	実習先の長及び保育士のうちから選定	資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験があり、講習会を修了した者	実習I…有資格者又は3年以上の介護業務従事者 実習II…有資格者で3年以上実務に従事した経験があり、指導者研修を修了した者
実習・演習担当教員	規定なし	・5年以上の教授歴 ・資格取得後、5年以上相談援助業務に従事 ・講習会受講者 のいずれか	・専任教員課程修了者 ・うち1人は資格取得後、5年以上の実務経験を有する者
巡回指導	期間中に1回以上訪問し指導 (同等の体制での指導も可)	週1回以上の指導 (帰校日指導も可)	週1回以上の指導 (帰校日指導も可)

1. 実習指導者の要件について

社会福祉士及び介護福祉士養成においては、2009（平成19）年の法改正により、実習指定施設が社会福祉士の実習生を受け入れる場合、「社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、講習会の課程を修了した者であること」と規定されている。また、介護福祉士の実習生を受け入れる場合は、実習Iでは「介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として3年以上の実務経験を有する者」、実習IIでは「介護福祉士の資格を取得した後3年以上の実務経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会を修了した者」とされた。つまり、社会福祉士、介護福祉士共に、有資格者である者、一定の講習会を修了した者でなければ実習指導者になることができない。

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会が2015（平成26）年に実施した「社会福祉士養成カリキュラムの教育実態の把握と、社会福祉士に必要な教育内容のあり方に関する調査事業（実施報告）」の調査結果によると、実習指導者の要件が定められていなかったカリキュラム改正前と、要件が定められた改正後を比較すると、実習指導者の実習に対する意識及び実習指導内容が向上しており、教育効果があがったことが明らかになっている。具体的には、実習指導者講習会後は「専門職の後継者を養成しているという意識が高まった」「社会福祉士の専門職としての態度を伝えることができるようになった」「社会福祉士の専門性を伝えることができるようになった」という回答が高い割合を占めていた。

また、実習を行った学生の学びの変化について、カリキュラム改正前と改正後の実習報告書の記載内容の比較を行ったところ、カリキュラム改正後の実習は、改正前の実習に比べ、「アセスメント」「連携」「支援計画」「ニーズ」「地域」「アプローチ」など、ソーシャルワークに関連する特徴的な言葉が多く見られた。つまり、実習指導者に要件が課されたことによって、社会福祉士の業務としてのソーシャルワークがより意識化された実習指導がなされており、実習指導者に講習会受講等を義務づけたことは一定の効果があったと言える。

また、介護福祉士養成については、介護福祉士養成校教員・有識者へのヒアリング調査で、実習指導者講習会の受講により、「実習指導者という自覚を持って指導にあたることができるようになった」「養成校での教育内容を共有することができた」等の意見があった。

以上のことから、保育士養成の場合においても、実習教育をより効果的に行うために、現行では実習指導者を「実習先の長及び保育士のうちから選定」としているものを、要件（例えば、保育士資格+実務経験+講習会受講）を課すことについて検討が必要である。

2. 実習・演習担当教員の要件について

実習指導者と同様に2009(平成19)年の法改正により、社会福祉士養成校で実習・演習科目を担当する教員は、「①大学等において実習または演習科目を5年以上担当した経験を有する者、②社会福祉士資格取得後、相談援助業務に5年以上従事した経験を有する者、③実習・演習担当教員講習会を受講した者」と規定されている。また、介護福祉士については、「専任教員課程修了者であるとともに、そのうち1人は介護福祉士資格取得後、5年以上の実務経験を有する者」であるとされている。つまり、実習指導者同様に養成校で実習・演習科目を担当する教員に対しても、教授経験、実務経験や講習会の受講が義務づけられている。

社会福祉士実習・演習担当教員については、上記①～③のいずれかに該当すれば教授できるため、効果を図りにくいところではあるが、前掲の調査結果によると、現に実習・演習科目を担当している教員の7割近くが、教員に要件を付したことは、実践力の高い社会福祉士養成に効果があったと回答している。

課題としては、担当教員要件の一つである「5年以上の教育歴」によって教授している教員が全体の5割弱となっており、「講習会受講」が4割であることである。法改正により現場の実習指導者には講習会の受講が全員に義務づけられたため、実習の意義や実習受入先の役割等、実習の一連の流れについて、統一のテキストで学習されている。しかし、社会福祉士養成校の実習担当教員は、4割しか実習・演習担当教員講習会を受講しておらず、養成に携わっている教員全てに実習教育に対する共通認識がなされてないことが課題となっている。

これを踏まえ、保育士養成課程において実習担当教員に関する見直しを行うのであれば、講習会の義務化の可能性についても検討する必要がある。

3. 今後の保育士実習について

児童虐待、ひとり親支援、子どもの貧困等、子どもや家庭を取り巻く問題が山積している中、保育所外の地域においても保育に関するニーズが高まっている。

現行の保育実習は、既に保育士が配置されている施設・機関(表II-2-7参照)において行われているが、今後は地域にある社会資源とその役割(例えば、子育て支援サロン、児童・民生委員)について、習得できるプログラムを含める必要がある。また、地域で実習を行う際は、社会福祉士の実習指導者の要件を満たした者を活用することも考えられる。

以上のことから、保育士が保育所や児童養護施設等の既存の施設内だけでなく、地域で子どもや家族の支援を行っている施設・機関等における実習の実施について検討が必要である。

表II-2-7 保育実習

実習種別	履修方法		実習施設
	単位数	施設におけるおおむねの実習日数	
保育実習I (必修科目)	4 単位	20 日間	(A)
保育実習II (選択必修科目)	2 単位	10 日間	(B)
保育実習III (選択必修科目)	2 単位	10 日間	(C)

(A) …保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業(ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型に限る)若しくは同条第12項の事業所内保育事業であって同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの(以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という。)及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター(児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る)、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る)、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(B) …保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業

(C)…児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適當と認められるもの(保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育A・B型及び事業所内保育事業は除く。)

III. 講義科目と実習・演習科目について

保育士養成と社会福祉士及び介護福祉士養成を比較した際、講義科目と実習・演習科目の位置づけに相違があることが分かる（表II-2-3、表II-2-4、表II-2-5参照）。

保育士養成カリキュラムでは、「保育実習Ⅰ」「保育実習指導Ⅰ」「保育実践演習」だけでなく、「保育の心理学Ⅰ」などの講義科目においても演習形式で教育を行っているのに比べ、社会福祉士及び介護福祉士については、講義科目と実習・演習科目を区別している。

社会福祉士においては、実習・演習科目のみ「学生20人につき教員は1名以上」と規定し、先に述べたとおり、教授する教員に要件を課している。

教育内容については、「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について（通知）」において、演習を実施する際は、相談援助の知識と技術に係わる科目、主に「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」「地域福祉の理論と方法」「福祉行政財政と福祉計画」「福祉サービスの組織と経営」の講義科目及び「相談援助実習」「相談援助実習指導」の科目との関連性も視野に入れて教育を行うことを求めている。

さらに、社会福祉士の養成団体である日本社会福祉士養成校協会が実習・演習担当教員及び学生向けに、職能団体である日本社会福祉士会が実習指導者向けのテキスト^{注3)viii}を連携して作成しており、各講習会の実施や本テキストにおいて、一定の質を担保している。

介護福祉士においては、介護総合演習や介護実習を含む「介護」領域を教授する専任教員に専任教員課程修了者であることや、介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有すること等の要件を定めている。

教育内容については、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（通知）」において、「介護過程」の科目で、「他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする」とされ、「介護実習」の科目で、介護計画の作成及び介護過程の展開を実際に体験することを教育のねらいとしている。そして、実習の教育効果を上げるために、「介護総合演習」の科目において、実習前に介護技術の確認を行ったり、実習後に事例報告会を行ったりし、実習と組み合わせて展開していくことが求められている。

以上のことから、保育士養成において、講義科目と演習科目を区別した実施を検討する場合は、講義科目と演習科目との関連性も視野に入れることを教育内容等に明記することも考えられる。

また、子どもや家庭に対する様々な問題が深刻化していることから、社会的養護や家庭支援に関する知識は、保育士にとって欠かすことができないものである。とりわけ「社会的養護」や「家庭支援論」「児童家庭福祉」等の科目については、講義科目だけでなく、演習形態を取り入れた教育の実施について検討が必要である。

注

注1) 大学設置基準第21条第2項で、「一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準」と規定されていることから、作業療法士、理学療法士、看護師については、1単位45時間として計算した。なお、保育士については、1日8時間として計算した。

注2) 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験は、「共通科目」と「専門科目」で構成されており、社会福祉士有資格者が精神保健福祉士国家試験を受験する際、「共通科目」が免除され、「精神保健福祉士専門科目」のみ受験することとなっている。

注3) 実習・演習担当教員については、「相談援助実習指導・現場実習教員テキスト」、「相談援助演習教員テキスト」、学生については、「社会福祉士相談援助実習」、「社会福祉士相談援助演習」（以上、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会編集／中央法規出版株式会社）実習指導者については、「社会福祉実習指導者テキスト」（公益社団法人日本社会福祉士会編集／中央法規出版株式会社）である。

参考文献

- 1) 日本社会福祉士養成校協会 日本社会福祉教育学校連盟合同検討委員会 (2006), 『社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて』
- 2) 日本社会福祉士養成校協会 (2006), 『今後の社会福祉士養成教育のあり方について (提案)』
- 3) 厚生労働省社会保障審議会福祉部会意見書 (2006), 『介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見』
- 4) 厚生労働省社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会 (2008), 『社会福祉士及び介護福祉士国家試験の今後の在り方について~20回の実績を踏まえた検証と新カリキュラムへの対応』
- 5) IASSW アデレード大会決議 (2004年), 『Global Standards for the Education and Training of the Social Work Profession』
- 6) 日本学術会議第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会 (2003), 『ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案』
- 7) 日本社会福祉教育学校連盟 (2013), 『社会福祉士の質の向上に資するコアカリキュラムに関する研究報告書』
- 8) 岩間伸之 (2009), 「ソーシャルワーク研究35-1」, 『「総合的かつ包括的な相談援助」の本質』
- 9) 中谷陽明 (2011), 「社会福祉士養成教育の現状と今後の展望~ライセンス付与型教育からプロフェッショナル型教育へ」, 三原博光編著, 『日本の社会福祉の現状と展望』, 岩崎学術出版社
- 10) 上野谷加代子 (2010), 「新しい福祉サービスの展開と人材育成」, 埋橋孝文編, 『新しい福祉サービスの展開』, 法律文化社
- 11) 空閑浩人、尾崎慶太、黒田将史、黒田由衣 (2010), 「新しい福祉サービスの展開と人材育成」, 埋橋孝文編, 『新しい福祉サービスの展開』, 法律文化社
- 12) 岡崎仁史 (2012), 「社会福祉専門職制度の再構築に向けて」, 一般社団法人日本社会福祉学会編, 『対論社会福祉学』, 中央法規出版
- 13) 潮谷有二 (2012), 「社会福祉士制度の見直しに関する実証研究~社会保障審議会福祉部会における議事録の基礎的分析を通して」, 一般社団法人日本社会福祉学会編, 『対論社会福祉学』, 中央法規出版
- 14) 白澤政和 (2013), 「社会福祉士養成課程改正の経緯と課題」, 『日本社会福祉教育学会誌第8号』
- 15) 白澤政和 (2012), 「社会福祉士養成教育での残された課題~実習教育について思う」, 『日本社会福祉教育学会誌第6号』
- 16) 栢本一三郎 (2013), 「認定社会福祉士制度設計の経過と意図」, 『地域ケアリング Vol. 15No. 5』
- 17) 栢本一三郎 (2013), 「認定社会福祉士制度設計の経過と意図(続き)」, 『地域ケアリング Vol. 15No. 6』
- 18) 栢本一三郎 (2010), 「社会福祉法成立の思想的背景~10年を経ての遠近法~」, 『社会福祉研究第108号』
- 19) 芝野松次郎 (2011), 「社会福祉系大学における人材養成の意義と課題~いかに研究と実践の成果をソーシャルワーク教育課程に反映させるか~」, 『社会福祉研究第115号』
- 20) 渡辺律子 (2011), 「アウトリーチ実践ができるソーシャルワーカー養成に影響を与える要因」, 『社会福祉研究第115号』
- 21) 岸川洋治 (2011), 「社会福祉における専門職としての実践力~現場が求める人材とは~」, 『社会福祉研究第115号』
- 22) 畑智恵美 (2008), 「本学における社会福祉士養成・社会福祉援助技術現場実習の現状と課題~2段階ステップアップ現場実習の効果と課題」, 『四天王寺国際仏教大学紀要第45号』
- 23) 北爪克洋、山本博之、関口恵美 (2010), 「教育効果を高めるソーシャルワーク実習モデルの実践」, 『日本社会福祉教育学会誌第4号』
- 24) 広井良典、内田千恵子 (2012), 「これから介護福祉士の役割を考える」, 『月刊福祉2012年7月号』
- 25) 厚生労働省 (2015), 「保育士確保プラン」
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Hoikuka/0000070942.pdf>
- 26) 厚生労働省保育士等確保対策検討会 (2015), 「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000106584.html>
- 27) 厚生労働省 (2014), 「保育人材確保のための『魅力ある職場づくり』に向けて」
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11601000-Shokugyouanteikyoku-Soumuka/0000057898.pdf>
- 28) 日本社会福祉士養成校協会 (2015), 「社会福祉士養成新カリキュラムの教育実態の把握と、社会福祉士に必要な教育内容のあり方に関する調査事業」
<http://www.jascsw.jp/researchpaper/20151002shikenissennta.pdf>
- 29) 厚生労働省社会保障審議会児童部会 (2016), 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 報告(提言)」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000116162.html>

引用文献

- ⁱ 厚生労働省第3回福祉人材確保対策検討会 (2014), 「介護福祉士資格の取得方法について」
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/siryou1_6.pdf
- ⁱⁱ 厚生労働省 (2014), 「平成26年雇用動向調査結果の概況」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/15-2/index.html>／（公財）介護労働安定センター（2014），「平成 26 年度介護労働実態調査」http://www.kaigo-center.or.jp/report/pdf/h26_chousa_kekka.pdf

ⁱⁱⁱ 文部科学省（2015），『学校基本調査－平成 27 年度（確定値）結果の概要一』

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1365622.htm

^{iv} 日本社会福祉士養成校協会（2006），『提案「今後の社会福祉士養成教育の在り方について」』

^v 芝野松次郎（2012），「社会福祉系大学における人材養成の意義と課題」，『社会福祉研究第 115 号』，pp. 21-29.

^{vi} 中谷陽明（2011），「社会福祉士養成教育の現状と今後の展望～ライセンス付与型教育からプロフェッショナル型教育へ」，三原博光編著，『日本の社会福祉の現状と展望』，岩崎学術出版社

^{vii} 厚生労働省（2013），「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査」